

豊川市監査公表第15号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年4月8日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(豊川市民病院 (庶務課・医事課、経営企画室・キャリア支援センター・
医療安全管理センター・患者サポートセンター)

監査実施期間 令和3年12月 8日から
令和3年12月21日まで

豊川市監査公表第6号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 以下の補助金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定に従い必要な事項について明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・豊川市民病院学術論文投稿支援補助金・豊川市民病院学会参加等支援補助金	<p>(改善事項)</p> <p>1 「豊川市民病院学術論文投稿支援補助金」及び「豊川市民病院学会参加等支援補助金」交付要綱について、令和4年2月1日付で必要事項を明記し、改正しました。 今後は改正後の要綱に沿って適正な事務を執行してまいります。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年3月30日現在のものである。